

## 令和4年度組織改正（案）の概要

### 1 児童虐待対策に係る体制の強化

児童虐待対応件数の増加や案件の複雑化・困難化を踏まえ、的確かつ迅速な対応及び組織マネジメントの強化を図るため、こども未来局こども未来部の児童相談所を現施設内で東部児童相談所及び西部児童相談所の2所体制とする。

また、中軽度の虐待通告・相談に対する細やかな支援を行うとともに、これにより、児童相談所におけるハイリスク案件への重点化を可能とするため、中央区こども家庭課に専門職を中心とした「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、児童虐待対策のより一層の強化を図る。

### 2 防災体制の強化

#### （1）都市防災体制の強化

都市防災に係る体制の強化を図るため、宅地の耐震化や空き家対策などの安全対策を担う業務を集約し、都市局都市部に都市安全課を新設する。

#### （2）水災害対策体制の強化

気候変動により増大する水災害対策に係る体制の強化を図るため、治水計画部門を集約し、建設局下水道企画部に総合治水課を新設する。

### 3 組織の再編

#### （1）都市局

##### ア 都市政策部門の強化

多様な地域の特性を生かした都市デザインの実践を推進するとともに、人口減少・超高齢社会の到来を踏まえ、持続可能なまちづくりの実現に向け、各種都市施策を戦略的に展開するため、都市局に都市政策課を新設する。

また、都市計画課内の都市景観デザイン室を都市政策課内に移管する。

##### イ 事業推進に伴う移管・改廃

千葉みなとの桟橋や港湾緑地整備の概成を踏まえ、みなとや海辺エリアの活性化を着実に推進するため、関連する交通施策や公園関係業務を所管する交通政策課、緑政課に業務を移管し、海辺活性化推進課を廃止する。

また、前記の都市安全課の新設に伴い、液状化対策業務を同課に移管することから、市街地整備課内の液状化対策室を廃止する。

## (2) 建設局

### ア 下水道経営企画部門の強化

下水道事業の将来に渡る持続に向けて、経営企画部門の強化と、施設の効率的な維持管理に取組むため、下水道2部を経営企画部門の下水道企画部と施設部門の下水道施設部に再編する。

これに伴い、2部に分かれていた経営計画と事業計画に係る業務を下水道企画部の下水道経営課に集約し、下水道計画課を廃止する。

また、維持管理と建設部門を一元化するため、下水道施設建設課や浄化センターを施設部門である下水道施設部に移管する。

### イ 事業推進に伴う移管・改廃

排水設備に関する窓口や助成事業を下水道営業課に一元化し、市民サービス向上を図るとともに、下水道事業の効率的な資金管理のため、同課の使用料管理と下水道経営課の資金計画業務を集約し、下水道企画部に下水道経理課を新設する。

また、前記の総合治水課の新設に伴い、水災害に対する計画立案業務を同課に移管することから、都市河川課を廃止する。

## 4 その他の改正

### (1) 住民情報系システム標準化推進室の新設

国が推進する自治体情報システムの標準化への対応を円滑に進めるべく、標準化対象システムの移行作業や庁内の総合調整を行うため、総務局情報経営部情報システム課内に住民情報系システム標準化推進室を新設する。

### (2) 新博物館整備室の新設

特別史跡加曽利貝塚新博物館整備の本格化に伴い、事業推進を図るため、教育委員会生涯学習部文化財課内に新博物館整備室を新設する。

### (3) オリンピック・パラリンピック推進部の廃止

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の終了に伴い、総合政策局のオリンピック・パラリンピック推進部を廃止する。

## 5 千葉市定員適正化計画の見直し

職員の定員の適正化に関する計画を示した「千葉市定員適正化計画（平成31年4月1日～令和5年4月1日）」について、社会環境の変化を踏まえ、児童虐待対策の強化や危機事案への対応強化等、計画策定当初に見込んでいなかった新たな人的需要に対応し、必要な分野に適切に職員を配置するため、現計画期間の増員数を見直した。

### 千葉市定員適正化計画の見直し（令和3年12月改定）

○計画期間（変更なし） 平成31年4月1日～令和5年4月1日

#### ○増員数の見直し

【当初計画】70人増 → 【見直し後】240人増（+170人）※

※既配置の増員を含む

<見直しの内容（当初計画より170人増とする理由）>

(1) 児童虐待対策の強化 +50人程度

- ・児童相談所の2所化
- ・子ども家庭総合支援拠点への職員配置

(2) 危機事案への対応強化 +70人程度

- ・新型コロナウイルス感染症対応（当面の間としての対応体制の継続を見込む）
- ・新興感染症に即応できる体制構築に向けた専門職の強化
- ・自然災害等への対応体制の強化

(3) その他の人的需要等への対応 +50人程度

- ・自治体情報システムの標準化への対応
- ・職員の多様な働き方に対応できる体制の整備（育児休業等への代替職員の配置強化等）
- ・公共施設の老朽化による大規模改修等に伴う技術職の強化